

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(豊 田 森 林 計 画 区)

(第 一 次 変 更 計 画 書)

計 画 期 間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平 成 3 1 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令 和 6 年 3 月 3 1 日} \\ \text{(変 更 年 月 令 和 2 年 3 月)} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1

第5次国有林野施業実施計画（豊田森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

「「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について」（平成31年3月28日付林国経第187号林野庁長官通知）による様式変更に伴い一部計画書を変更します。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第1項第3号に基づいて定める、水源涵養^{かん}タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業上類似の取扱いをすべき林分ごとに上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備 考
複層林施業	—	複層林 I 群、II 群
長伐期施業	—	長伐期
通常伐期施業	6	分散伐区 I 群、II 群

注1:上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積。

注2:備考欄は施業群の細分。

I 群は過去の施業の取扱いにおいて枝打を計画した、又は実施した箇所。

II 群は I 群以外の箇所。